

(案)

公益財団法人大田区産業振興協会 戦略的産業クラスター形成パイロット事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業横断的に急速に進む産業変革に呼応して、先端シーズプロトタイプ化の開発実証プロジェクト（以下「事業プロジェクト」という。）の実施により、共同参画者としての大田区内事業者が、革新的事業分野で、主体的に活動するエコシステムの構築と、区内における次世代産業分野、先端産業分野のクラスター形成を促進するものである。

また、日本の“ものづくり産業”を牽引してきた区内事業者が、大学研究者、大手企業、スタートアップ等との事業プロジェクトへの参画を通じて、先端シーズ開発及び製品化の経験値を獲得する機会を創出する。

本事業プロジェクトでは、年度内にプロトタイプ開発の結果としての製品化、サービス事業化を実現、ないしは製品化・サービス事業化を実現すべく事業遂行し、当初の目標達成後は、参画企業が自立した事業の継続に取り組むことをイメージし、事業遂行する。

できるだけ多くの区内中小企業及び企業グループの参画を促すことで、参画企業を中心として、次世代産業分野、先端産業分野での経験値、対応力の向上、大田区の産業競争力強化の向上を図るため、公益財団法人大田区産業振興協会（以下「協会」という。）が、コーディネート機能を果たしながら事業を円滑に進めていくための必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本戦略的産業クラスター形成パイロット事業（以下「パイロット事業」という。）は、羽田空港跡地第一ゾーンの開発で展開される次世代産業分野、先端産業分野である次の3分野及び関連分野において、区内企業を中心とした事業プロジェクトを組成し、次世代産業分野にチャレンジする大田区の中小企業及び企業グループの参画を図り、大田区全域の地域産業競争力を強化するとともに、羽田跡地開発との有機的な連携の中で、国内外からの受注獲得、イノベーション創出、人材育成・確保に資することを目的とする。

- (1) 次世代モビリティ（EV、自動走行など）
- (2) ライフサイエンス・ヘルスケア
- (3) ロボティクス
- (4) 関連分野（デジタルコミュニティの形成など）

(事業プロジェクトの提案)

第3条 事業プロジェクトの提案は、大田区における次世代産業分野クラスター形成に資する企画を有し基本条件として、次の各号を満足するものとする。

- (1) 「次世代モビリティ（EV、自動走行など）」「ライフサイエンス・ヘルスケア」「ロボティクス」分野及び関連分野（デジタル技術分野、その他先端産業に資する分野）をターゲットにするプロジェクトであること。

- (2) 材料、設計、製造、販売、研究開発の各プロセスで多くの区内事業者が参画できること。
 - (3) 区内企業へのノウハウの蓄積、技術力の向上を明確に示すことができること。
 - (4) 提案者（企業、大学など）や事業プロジェクトの中で、オーナーシップをとるセクターの存在が明確であること。
- 2 期待する条件としては、次の各号を満足するものとする。
- (1) 新技術・新事業モデルで具体的な成果によって、数年内の製品化・サービス事業化と将来の市場獲得を見込むものであること。
 - (2) 事業プロジェクトでの課題解決により、新たなサプライチェーンの構築に寄与できるテーマであること。
 - (3) 新しい産業分野で既存の産業構造ができあがっていないもの。
 - (4) 中小企業を主役にしたデジタル化標準モデルへのチャレンジするテーマであること。

（事業プロジェクトの提案者）

第4条 提案者は、前条の基本条件及び期待する条件に合致する企画を有するもので、次の各号を満足するものであり、区内企業等が2分の1以上の構成員となる事業プロジェクトを組成するものとする。ただし、提案時点で具体的な区内企業の参画が決定していないプロジェクトで、参画企業の募集を協会のコーディネートに一任する提案については、提案時点で区内企業の構成が2分の1以上という条件は除外する。

- (1) 企業（大手、中小企業は問わない。中小企業の定義は、中小企業基本法第2条第1項（中小企業者の範囲及び用語の定義）に基づく。）
- (2) 大学及び高等専門学校など教育機関
- (3) 産業支援機関

（参画企業の条件）

第5条 事業プロジェクトに参画する企業は、次の各号を満足すること。

- (1) 区内企業とは、大田区内に事業所等（本社、支社、工場、研究所（部門））を持ち、引き続き1年以上継続して大田区での事業を営む中小企業（以下「区内企業」という）。
- (2) 大田区暴力団排除条例に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 第1条趣旨、第2条目的に沿って、次世代産業分野のクラスター形成に向けて各事業プロジェクトの達成目標に向けた行動ができること。

（事業プロジェクトにおける成果物の帰属）

第6条 事業プロジェクトのプロトタイプ開発の結果としての完成したプロトタイプ製品の帰属は、大田区の財産とする。ただし、第3条1項4号に定めるオーナーシップを担う企業が、事業予算を投じ、事業プロジェクト推進の中で、プロトタイプ製品製造に要する経費の総額が、協会が承認した事業予算のうち、プロトタイプ製品製造に要する経費が2分の1以下の場合には、オーナーシップを担う企業への帰属とする。なお、事業プロジェクト参画企業間での知的財産権などの権利関係については、参画企業間での契約によるものとし、協会は一切関与しない。

- 2 プロトタイプ製品以降の量産化に向けた製品開発については、事業プロジェクト参画企業間での契約によるものとし、協会は一切関与しない。
- 3 プロトタイプ開発の結果として完成したサービス事業化については、第4条及び第5条で定める参画企業に帰属するものとする。

(事業プロジェクトの対象経費)

第7条 契約締結後から平成31年3月15日までに、事業プロジェクト参画企業が実施した次の事業経費とする。

- (1) 事業プロジェクト組成のための会議費、研修会、情報取得のための経費
- (2) 市場調査等に要する経費
- (3) 共同研究、委託研究、学術指導などに要する経費
- (4) プロトタイプ製品製造に要する経費
- (5) 性能試験、製品評価、実証実験などに要する経費
- (6) コーディネーター、顧問などプロジェクト事業の進捗に必要なアドバイスを提供する外部人材の経費（協会が雇用する人材の経費は除く。）

(事業プロジェクト遂行のための管理)

第8条 協会理事長（以下「理事長」という。）は、各事業プロジェクトについての遂行管理を担うとともに予算執行管理を行う。

(事業プロジェクト遂行のための予算額)

第9条 理事長は、当該年度実施する事業プロジェクトを決定し、第7条による対象経費のうち、理事長が認める経費について、1案件2,000万円（協会の管理経費を含む。）を上限として予算化し、事業プロジェクト遂行にあたる。

(事業プロジェクトの提案)

第10条 第4条の事業プロジェクト提案者は、協会に事業計画書（様式1）を提出しなければならない。

(提案の受付)

第11条 事業計画書の受付期間は、理事長が別に指定する。

(事業プロジェクトの決定)

第12条 理事長は、第11条による事業計画書の申請があったときは、事業プロジェクト決定のための審査を経て、適正と認めるときは、事業プロジェクトとして実施していくことを決定する。審査結果は、通知書（様式2）により提案者に通知する。

- 2 理事長は、事業プロジェクトの適正な遂行を行うため必要と認めるときは、事業計画に係る事項について条件を付することができる。
- 3 審査は、書類審査により行うものとし、次に掲げる委員のうち、1案件あたり最低3名で実施する。
 - (1) 先端産業に関係する外部有識者
 - (2) 大学など学識経験者

- (3) ベンチャー企業支援に関する外部有識者
- (4) 大田区内企業関係者
- (5) 大田区産業経済部管理職

(協会の関与)

第13条 第12条により決定した事業プロジェクトの実施については、協会がコーディネートを行うものとする。

(事業報告)

第14条 第4条の事業プロジェクト提案者は、当該事業プロジェクトが完了した日から1か月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日までに事業活動報告書(様式3)を理事長に提出しなければならない。

(経費の精算)

第15条 理事長は、事業プロジェクト毎に発生する経費の支払について、第12条で決定した事業計画に沿って、四半期ごとに協会から、各参画企業へ経費の精算を行うものとする。ただし、事業委託など、委託内容の完了を確認してから支払う経費については、検証後の支払いとする。

(事業プロジェクトの取り消し)

第16条 理事長は、事業プロジェクト提案者が助成金を他の用途に使用し、又は事業決定通知書の内容若しくはこれに付した条件に反すると認められる場合は、事業プロジェクトの全部又は一部を取り消すとともに、それまでに要した経費について協会に返金させることとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。